

発議案第2号

焼津市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法第112条及び焼津市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

令和6年3月19日提出

焼津市議会議長 石田江利子 様

提出者

焼津市議会議員	四之宮慎一	焼津市議会議員	河合一也
同	鈴木まゆみ	同	石田江利子
同	井出哲哉	同	村松幸昌
同	藤岡雅哉	同	川島要
同	村田正春	同	杉田源太郎
同	原崎洋一	同	岡田光正
同	吉田昇一	同	秋山博子
同	奥川清孝	同	池谷和正
同	石原孝之	同	鈴木浩己
同	内田修司	同	深田ゆり子
同	増井好典		

焼津市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

焼津市議会委員会条例（昭和42年焼津市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「議員のほか、委員長の許可を得た者が」を「焼津市議会委員会傍聴規程（平成29年焼津市議会規程第1号）で定めるところにより」に改め、同条第2項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

焼津市議会委員会条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表

旧	新
<p>焼津市議会委員会条例 (常任委員会の設置) 第1条 ～ 略 第18条 (傍聴の取扱) 第19条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。 2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。 以下 略</p>	<p>焼津市議会委員会条例 (常任委員会の設置) 第1条 ～ 略 第18条 (傍聴の取扱) 第19条 委員会は、焼津市議会委員会傍聴規程（平成29年焼津市議会規程第1号）で定めるところにより傍聴することができる。 以下 略</p>

昭和42年3月31日条例第19号

昭和42年3月31日条例第19号